

〔研究ノート〕

小倉色紙「天の原」の付属資料について

『小倉百人一首』は藤原定家が百人の歌人の和歌を一首ずつ選定し、ほぼ時代順に配列した秀歌選と考えられています。「小倉色紙」は定家自身が『小倉百人一首』を書写し、嵯峨の小倉山荘の障子に貼ったと伝えられ、定家の書の中でも、とりわけ高く評価されてきました。大和文華館の所蔵する「小倉色紙」(図1)には、阿倍仲麻呂の「天の原」の和歌が記されています。昭和22年(1947)7月に古美術商から購入し、所蔵品番号236に登録されています。この作品は序文に寛政十二年(1800)の年記がある『集古十種』に掲載されています(図2)。『集古十種』は松平定信が編集した全八十五冊に及ぶ文化財の版本です。小倉色紙にその一冊があてられ、三十三枚が等身大で翻刻されています。各色紙には、所蔵者を示す注記があり、大和文華館の色紙は、当時、邑上家の所蔵であったことがわかります。この作品には、書状を表具した添幅と四通の書付が付属しています。これらは作品の伝来や過去の鑑賞記録を示す貴重な資料です。

まず添幅(図3)から見ていきます。添幅の箱の蓋表には、「烏丸大納言殿資慶卿御添状」と墨書されています。書状には署名の代わりに花押が記されています。花押の検討を要しますが、ひとまず箱書の墨書を認めれば、筆者は烏丸資慶になります。日付は「卯月十六日」、宛名は「雲禅院法印老」です。

書状の内容から、雲禅院が「法皇」に小倉色紙を上覧し、鑑定を求めたために、烏丸資慶に仲介を依頼していたことがわかります。書状はその依頼に対する返書です。書状には、首尾よく上覧に供することができ、「法皇」の意見は「世上流布候小倉之色紙毛頭無相違」であったと記しています。烏丸資慶は歌人として知られた公家です。寛文九年(1669)に四十八才で没し、その五年前、寛文四年には、後西院、日野弘資、中院通茂とともに、後水尾院より古今伝授を受けています。おそらく、文中の「法皇」は後水尾院と思われます。「雲禅院」は未だ誰であるかわかりません。この作品を「雲禅院」が所蔵していたかも定かではなく、「雲禅院」自身も所蔵者から取次を依頼された可能性があります。この書状からは、寛文九年以前には小倉色紙として後水尾院に近い宮廷歌壇の公家に知られていたことがわかります。

次に書付を順に見ていきます。最初の書付は包紙に「小倉色紙伝来書 勢州日示村 清水源兵衛」と記された伝来書(図4)であり、所蔵者の変遷を記しています。伊勢国の国司であった北畠家から連歌師、宗長へ譲られ、宗長が同好の士に分割したところ、この「天の原」の小倉色紙は茶人、武野紹鴎の所蔵となり、その後、茶人、杉木普斎から伊勢通村に住む中村六助を経て、「我等」、すなわち清水家の所蔵になったと記しています。末尾

の「子孫長く守宝すべきもの也」の文言から、清水源兵衛が子孫に書き残したことがわかります。確かに、武野紹鴎は同じ阿倍仲麻呂の「天の原」の歌を書写した小倉色紙を所蔵し、天文二十四年(1555)十月二日に開いた最後の茶会で、はじめて床の掛物に用いたことが知られています。しかし、その色紙の下絵には月が描かれていたと記録され(『今井宗久茶湯日記書抜』)、この小倉色紙とは明らかに異なります。この伝来書で信憑性が高いのは、後半の記述です。小倉色紙の内箱の蓋表に「あまのはら之色紙」、蓋裏に「勢州山田通邑 中村六助吉貞所持」と墨書されており、清水源兵衛の前の所蔵者が中村六助であったことは確かです。杉木普斎は伊勢の御師でしたが、千宗旦に茶湯を学び、宗旦四天王の一人に数えられる茶人です。晩年には故郷の伊勢に戻り、宝永六年(1706)に七十九才で没しています。茶湯を通して中村家と関係があり、譲られた可能性はありますが、杉木普斎の旧蔵品であることを示す資料は付属していません。ただ、この小倉色紙が伊勢地方に関係が深いことがわかり、杉木普斎の没年、宝永六年は中村家に伝来した時期を推定する手掛かりになります。

次の書付の包紙には、「安政六年十月十六日御城物上覧之節 目録」と記されています。ほぼ同文の二枚の目録が包まれ、一方には訂正の跡がありますので、草稿と思われる。もう一枚も提出された目録の控えでしょう。五件の絵画と書蹟を箇条書きに記し、その最初に「小倉色紙 一幅」を上げ、添幅を注記しています。その他の四作品は、雪村筆「山水画一幅」、伝小野御通筆「古筆文一幅」、蔣子星筆「二僊傳法画 二幅対」、徐秀夫筆「蒲萄墨画二幅物」です。末尾の署名、「紀伊守」が上覧に供したと思われます。安政六年(1859)は大獄が行われていた幕末の動

乱期にあたります。

もう一つ安政六年の上覧に関する書付があります。この包紙には、「小倉之色紙ニ添候書付」と記しています。上覧に際して起こった出来事を伝える書付です。執政から上覧のために作品を供するように依頼があり、小倉色紙の他に四件を選んだところ、上覧の翌日、安政六年十月十七日に「大殿」が火災になったが、奇跡的に小倉色紙と四件の作品は無事であったということです。この日に、江戸城の本丸が焼失しています。そうすると、「大殿」は江戸城中の建物であり、十四代將軍徳川家茂への上覧であったと思われる。記載から万延元年(1860)十二月二日に、七十五才の老齢の筆者が記したことがわかります。文末の署名は「竹石放牛」と号で記されています。当時の所蔵者に宛てた書状ですが、宛名はありません。

最後の書付は封書に入っています。表書に「子爵内藤信任殿」と宛名を記し、裏面に「日本美術協会之頭 伯爵佐野常民」と差出人名を記しています。内容は明治三十一年(1898)の春に開催された展覧会への出品に対する礼状です。末尾に「明治三十一年五月二十一日」の日付があり、この時期には、内藤家に所蔵されていたことがわかります。佐野常民は佐賀藩出身の政治家です。美術作品に造詣が深く、日本美術協会はその前身である竜池会の設立当初から会頭を勤めています。内藤信任は越後国村上藩の藩主の家系に生まれ、明治十七年に子爵を授けられています。この他の付属品では、これらの四つの書付をまとめた包紙に、「不参御届 私儀明治二十七日浜離宮御苑ニ」、「小倉色紙添状」と墨書があります。浜離宮が官内庁直轄となった明治二年以降のものと思われます。

(中部義隆)

図1

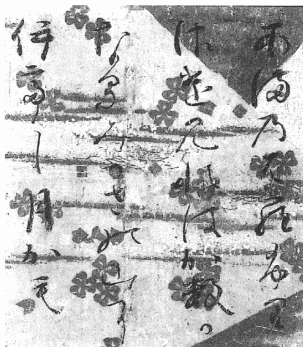


図2



図3

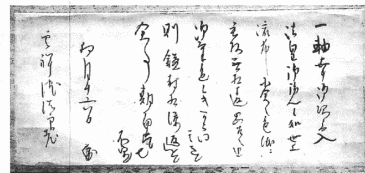
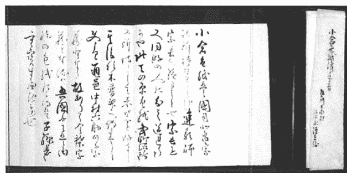


図4



季刊 美のたより No.184

平成25年10月13日

発行 大和文華館